

## 騒音 振動に係る **特定施設** の届出要領

南陽市内の指定地域内（※1）において、著しい騒音や振動を発生する施設（特定施設（※2））の設置を行おうとする工場又は事業場（特定工場等）は、騒音規制法、振動規制法、山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の届出を行わなければなりません。届出は下記の要領で行うようにしてください。

（※1）都市計画区域内の用途地域指定のある地域で、指定地域は、別表のとおり区分けされています（別表3参照）。

なお、用途地域を記した都市計画図は市ホームページ（下記URL）で確認できます。

<http://www.city.nanyo.yamagata.jp/tosikei/1746>

（※2）別表1 に掲載する施設。

### 1. 特定施設の適用

特定施設の届出は、特定施設の種類（※1）によって、届出様式等（※2）が変わってきます。まずその施設が、法（騒音規制法、振動規制法）と条例（山形県生活環境の保全等に関する条例）のいずれかに適用されるか、また、騒音と振動のいずれか、あるいは、両方が適用されるかなどを調査する必要があります。そして、同じ施設において、法が適用される場合は、条例の届出は不要となります（ただし、複数の施設の設置を行う場合で、法適用の施設と条例適用の施設が混在する場合は、それぞれの届出を要します）。また、同じ施設において、騒音、振動それぞれに適用される場合は、それぞれの届出が必要となりますのでご注意ください。

（※1）別表1 に掲載しております。

（※2）別表2 に掲載しております。（各種様式は市ホームページからダウンロードできます）

### 2. 届出者

- （1）公共団体の場合は、届出の権限を有する者。
- （2）法人の場合は、当該法人を代表する者。（内部組織規則等に基づき届出の権限を有する者でもよいとしますが、その場合は、根拠を添付してください）
- （3）個人の場合は、本人。例えば、許可営業が規定されている場合には、原則として営業許可名義人。
- （4）任意組合の場合は、構成員全員。
- （5）共同企業体の場合は、すべての構成企業の代表者。

※ 代理人が届出を行う場合は、委任状が必要となります。

### 3. 届出書類

届出書及び添付書類（別表2 のとおり）

※記載例参照

#### 4. 届出部数

届出書及び添付書類 各2部

※騒音と振動の両方を同時に届出する場合は、添付書類の内容が同一であれば、振動に関する届出書にその旨を付記することで、振動に関する届出の添付書類を省略することができます。

#### 5. 受理

- (1) 要件に適合する届出書が提出された日（届出日）が受理日となります。
- (2) 特定施設設置届出、特定施設使用届出、特定施設の種類ごとの数変更届出（特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届出）及び防止の方法変更届出は、受理書を発行し、1部返却します。

#### 6. 記入上の注意点

- (1) 「氏名」とは、個人経営であるような場合に記入します。法人の場合は、法人登記された住所及び名称並びに代表者氏名を記入してください。
- (2) 「工場又は事業場の所在地」とは、特定施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地となります。
- (3) 「事業内容」は、日本標準産業分類などを参考とし、具体的に記入してください。
- (4) 「騒音（振動）の防止の方法」は、対策を具体的に記入し、できる限り別紙で図面等を添付してください。また、サイレンサー、吸気ダクト等については、メーカー、型式、大きさ等を記載してください。
- (5) 付近見取図には、東西南北の表示を入れてください。
- (6) 必要に応じて隣地の状況、敷地面積、建物面積等を明記してください。
- (7) 必要に応じて特定施設から敷地境界線までの距離を明記してください。
- (8) 各届出様式の備考欄に記載してある注意事項を考慮の上、記入してください。

#### 7. その他

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の特定工場に該当する工場では、「公害防止管理者」等の公害防止組織を整備する必要があります。

#### 8. 届出・問い合わせ先

南陽市市民課環境係

住所 南陽市三間通4 3 6 - 1（市役所1階2番窓口）

電話 0 2 3 8 - 4 0 - 8 2 5 6（直通）

別表1 (騒音・振動に係る特定施設一覧表)

特定施設名		騒音関係		振動関係			
		条 例	騒音規制法	条 例	振動規制法		
金属加工機械	圧延機械	合計2.2kW以上22.5kW未満	合計22.5kW以上	/	/		
	製管機械		すべて				
	ベンディングマシン(ロール式)	2.2kW以上3.7kW <sup>※2</sup> 以下	3.75kW以上				
	液圧プレス	矯正プレス2.2kW以上	矯正プレスを除く				
	機械プレス	呼び加圧能力294kN未満	呼び加圧能力294kN以上				
	せん断機	2.2kW以上3.7kW <sup>※2</sup> 以下	3.75kW以上				
	鍛造機		すべて				
	ワイヤーフォーミングマシン		すべて				
	プラスト(タンブラスト以外)	密閉式2.2kW以上	密閉式以外				
	タンブラー		すべて				
	自動旋盤	2.2kW以上	/				
	平削盤						
	フライス盤						
	研磨機						
(高速)切断機	といしを用いるもの以外2.2kW以上	といしを用いるもの					
ニューマチックハンマー	2.2kW以上						
圧縮機等	圧縮機	空気圧縮機 2.2kW以上7.5kW未満	空気圧縮機7.5kW以上	/	7.5kW以上		
	送風機	2.2kW以上7.5kW未満	7.5kW以上				
	クーリングタワー	2.2kW以上					
土石破砕機	用又は鉤物用の 摩砕機、ふるい、分級機	2.2kW以上7.5kW未満	7.5kW以上	2.2kW以上7.5kW未満	7.5kW以上		
繊維機械	織機		原動機を使用するもの	/	原動機を使用するもの		
	打綿機	2.2kW以上	/				
	混打綿機						
	自動回転かせ染機						
	工業用ミシン	原動機使用(3台以上)					
撚糸機	原動機を使用するもの						
建設用資材製造機械	コンクリートプラント (気ほうプラントを除く)	混練容量0.45m <sup>3</sup> 未満	混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上	/	/		
	コンクリートブロックマシン (製造機械)	2.2kW以上	/			2.2kW以上2.9kW <sup>※2</sup> 未満	2.95kW以上
	コンクリート管・柱製造機械					2.2kW以上10kW未満	10kW以上
	アスファルトプラント	混練容量200kg未満	混練容量200kg以上				
穀物用製粉機	ロール式2.2kW以上7.5kW未満	ロール式7.5kW以上	/	/			
木材加工機械	ドラムパーカー	/			すべて	すべて	
	チップパー				2.25kW以上	2.2kW以上	
	砕木機				すべて	/	
	帯のこ盤 製材用				2.2kW以上15kW未満		15kW以上
	丸のこ盤 木工用				/		2.25kW以上
かんな盤							
紙工機械	抄紙機	/	すべて	/			
	コルゲートマシン		2.2kW以上				
	ステッチヤー						
	ロータリースリッター						
ホルダーグルア							
印刷機械		原動機を使用するもの	/	2.2kW以上			
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機					カレンダーロール機以外 30kW以上		
合成樹脂用射出成形機		すべて	/	すべて			
鑄造機械	鑄造型機	ジョルト式以外2.2kW以上		ジョルト式	ジョルト式		
石材加工機械	ダイカスト機	2.2kW以上	/	/			
	石材引割機	2.2kW以上					
研磨機							
缶洗浄機	2.2kW以上	/	/				
起重機械	クレーン			2.2kW以上			
	ホイスト						

※1 表中kW表示のものは原動機出力(1馬力は0.75kWに相当)

※2 小数点以下第2を四捨五入して判断すること。

別表 2 (特定施設の届出の種類)

ケース	届出種類	届出期限	届出様式 (添付書類)		
			騒音規制法	振動規制法	県条例
特定施設を設置する場合	特定施設設置届出書	工事開始 30 日前	様式第 1 (付近見取図、位置図、工場配置図、騒音の防止方法)	様式第 1 (付近見取図、位置図、工場配置図、騒音の防止方法)	様式第 1 号の 2 (付近見取図、位置図、工場配置図、騒音及び振動の防止方法)
地域が指定地域となり、すでに特定施設を設置している場合又は施設が特定施設となった場合	特定施設使用届出書	指定地域となった日又は特定施設となった日から 30 日以内)	様式第 2 (付近見取図、位置図、工場配置図、騒音の防止方法)	様式第 2 (付近見取図、位置図、工場配置図、振動の防止方法)	同上
特定施設の種類及び能力ごとの数を増加(※1)する場合及び使用する時間帯を変更(※2)する場合	特定施設の種別ごとの数変更届出書(※3)	工事開始 30 日前	様式第 3 (付近見取図、工場配置図)	様式第 3 (付近見取図、工場配置図)	様式第 2 号の 2 (付近見取図、工場配置図)
騒音・振動の防止(※4)の方法を変更する場合	防止の方法変更届出書	工事開始 30 日前	様式第 4 (変更前後の騒音の防止方法)	様式第 4 (変更前後の騒音の防止方法)	同上 (変更前後の騒音及び振動の防止方法)
届出者の氏名、名称、住所が変わった場合(※5)	氏名等変更届出書	変更となった日から 30 日以内	様式第 6	様式第 6	様式第 4 号
すべての特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出書	廃止した日から 30 日以内	様式第 7	様式第 7	様式第 4 号の 2
届出した者からすべての特定施設を譲り受けや借り受けした場合	承継届出書	承継した日から 30 日以内	様式第 8	様式第 8	様式第 5 号

(※1) 騒音の場合は、2 倍を超えて増加する場合、振動の場合は、単に増加する場合。(全廃でない単に減少の場合は、届出は不要です)

(※2) 使用時間の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。

(※3) 振動の届出書は「特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届出書」になります。

(※4) 変更により騒音、振動の大きさの増加が伴わない場合は、届出は不要です。

(※5) 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更のことであって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、設置届出または廃止届出が必要となります。

別表3（特定工場等の指定地域区分と規制基準）

区分	規 制 基 準							
	騒 音 (dB)					振 動 (dB)		
	指定地域 区 分	朝	昼	夕	夜	指定地域 区 分	朝	夜
用途地域		6:00 ～ 8:00	8:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00	21:00 ～ 6:00			8:00 ～ 19:00
低層住居専用地域 中高層住居専用地域	第1種区域	45	50	45	45	第1種区域	60	55
住居地域 準住居地域	第2種区域	50	55	50	45			
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	60	65	60	50	第2種区域	65	60
工業地域	第4種区域	65	70	65	55			

※基準値は、敷地境界線上における騒音・振動の大きさです。

※用途地域外は規制基準はありませんが、環境基準等を考慮の上、生活環境の保全に配慮した作業を行うよう努めてください。

# 記載例

様式第 1

## 特定施設設置届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 〇 〇 〇 〇 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあっては、その代表者の氏名

届出者 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
株式会社〇〇工業  
代表取締役 山形太郎 印  
TEL (〇〇) 〇〇〇〇

騒音規制法第 6 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

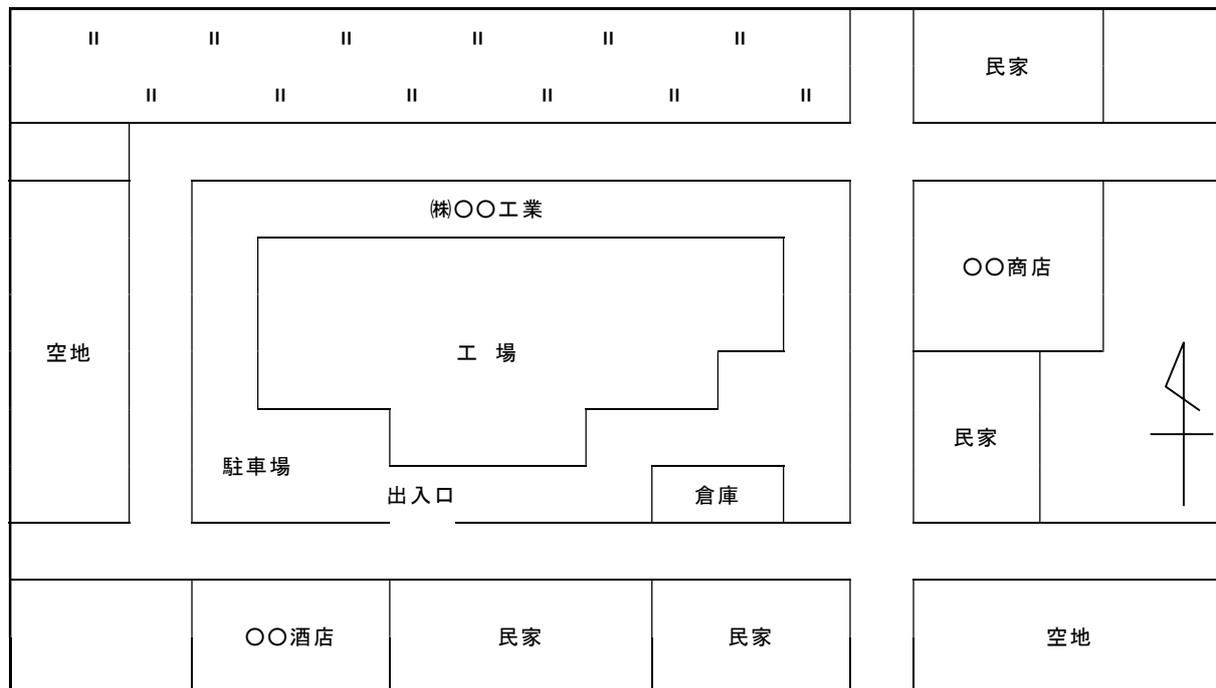
工場又は事業場の名称	(株)〇〇工業 (電話番子 〇〇-〇〇〇〇)		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地		※受理年月日		年 月 日
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業(自動車部品)		※施設番号		
常時使用する従業員数	20名		※審査結果		
騒音の防止の方法	別紙のとおり		※備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
2-ハ クーリングタワー	〇〇製 〇〇型	〇.〇kw	1	6時30分	19時00分
2-イ 圧縮機	〇〇製 〇〇型	〇.〇kw	1	8時00分	19時00分
12-ロ ホイスト	〇〇製 〇〇型	〇.〇kw	2	8時00分	18時00分

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
  - 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
  - 3 ※印の欄には、記入しないこと。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

添付書類例

※ 添付書類は、それぞれA4版又はA3版の用紙に記載してください。

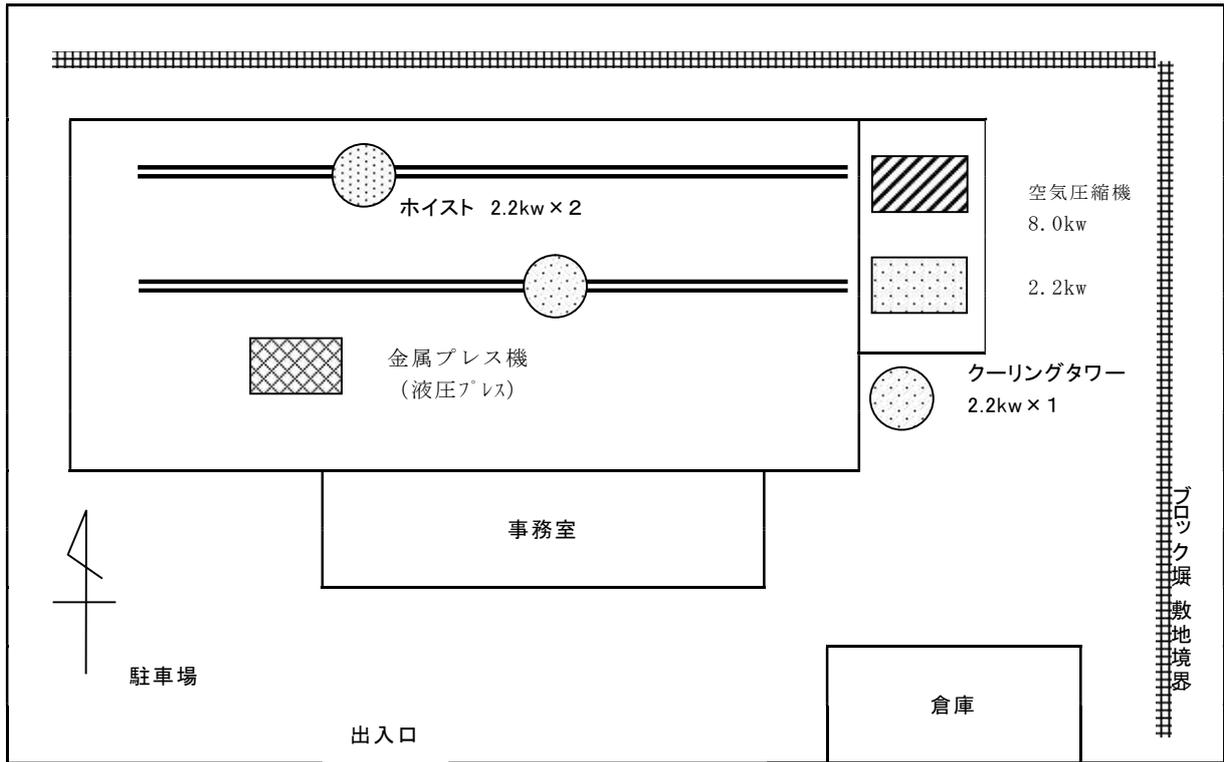
① 付近見取図の例



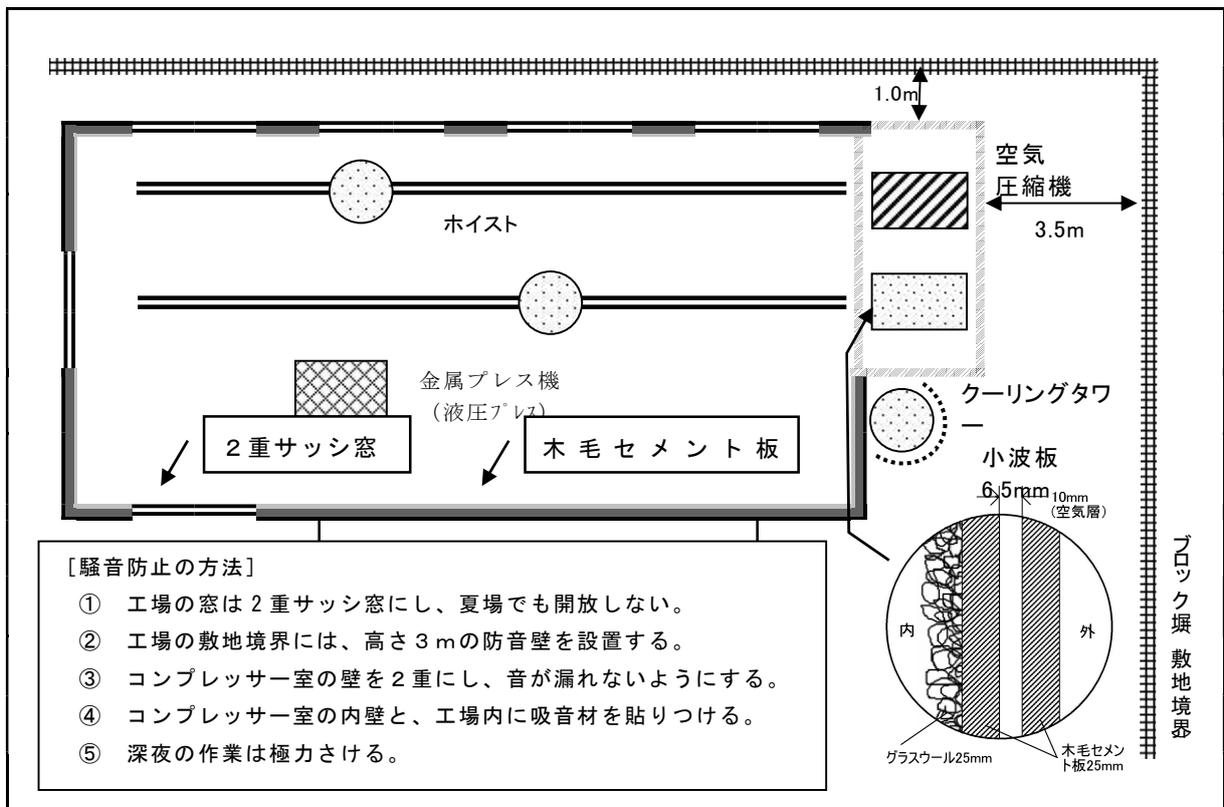
② 位置図の例



③ 工場配置図の例



④ 騒音防止の方法の例



# 記載例

様式第3

## 特定施設の種類ごとの数変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 〇 〇 〇 〇 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあっては、その代表者の氏名

届出者 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
株式会社〇〇工業  
代表取締役 山形太郎 印  
TEL (〇〇) 〇〇〇〇

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	(株)〇〇工業 (電話番子 〇〇-〇〇〇〇)		※整理番号					
工場又は事業場の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地		※受理年月日		年 月 日			
			※施設番号					
			※審査結果					
			※備考					
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
2-1 圧縮機	〇〇製 〇〇型	〇.〇kw	1	2	8:00	6:30	19:00	同左
〃	〇〇製 〇〇型	△.△kw	-	1	-	8:00	-	19:00

- 備考
- 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないとされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
  - 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
  - 3 ※印の欄には、記入しないこと。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

**記 載 例**

様式第 6

氏 名 等 変 更 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 〇 〇 〇 〇 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあっては、その代表者の氏名

届出者 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
株式会社〇〇工業  
代表取締役 山 形 花 子 印  
TEL (〇〇) 〇〇〇〇

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、騒音規制法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前	代表取締役 山形太郎	※整理番号	
	変 更 後	代表取締役 山形花子	※受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		〇〇年〇〇月〇〇日	※施設番号	
変 更 の 理 由		役員改選	※備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

**記 載 例**

様式第 7

特 定 施 設 使 用 全 廃 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 〇 〇 〇 〇 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあっては、その代表者の氏名

届出者 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
株式会社〇〇工業  
代表取締役 山 形 花 子 印  
TEL (〇〇) 〇〇〇〇

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	(株)〇〇工業	※整理番号	
工場又は事業場の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 地	※受理年月日	年 月 日
使用全廃の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	※施設番号	
使用全廃の理由	工場移転	※備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

**記 載 例**

様式第 8

承 継 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 〇 〇 〇 〇 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあっては、その代表者の氏名

届出者 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
株式会社〇〇工業  
代表取締役 山 形 花 子 印  
TEL (〇〇) 〇〇〇〇

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり届けます。

工場又は事業場の 名 称	(株)〇〇工業	※整理番号	
工場又は事業場の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	※受理年月日	年 月 日
承 継 の 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	※施設番号	
被 承 継 者	氏名又は 名 称	△△機械(株)	※備 考
	住 所	△△市△△町△△丁目△△番地	
承 継 の 原 因	合併による		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。